

令和7年8月29日

須賀川市議会議長 様

【陳情者】

〒969-0401

[Redacted Address]

福島県地方自治研究会
会長 吉田孝司



[Redacted Name]

電 話

[Redacted Phone Number]

F A X

[Redacted Fax Number]

大規模太陽光発電（メガソーラー）に関する意見書を
県に対して提出することを求める陳情

【陳情の趣旨】

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、福島県では東京電力福島第一原子力発電所における悲惨な事故が発生したことから、将来的には原子力発電への依存度を高めようとしてきた国におけるエネルギー基本計画が見直されることになった。その結果、県内外における原発の再稼働が停止されたり、原発の新增設が凍結されたりすることになり、代替的に太陽光発電や風力発電、小水力発電などの再生可能エネルギーによる新たな電源開発にウエイトを置くようになってきた。なかでも太陽光発電は、他の電源と比べて設置が容易であることから、国（経済産業省や資源エネルギー庁）は精力的に大規模太陽光発電（メガソーラー）の普及を全国で急速に促進してきた経緯がある。

しかし、現在に至っては、大規模太陽光発電（メガソーラー）は、下記の



ような諸問題を抱えていることが判明してきたため、国民的な将来への課題としてエネルギーの問題を広い視野でしっかり再考すべき時期に来ている。

1. 開発に伴い広大な山林を伐採することにより、自然環境や景観が破壊され、動物のえさや居場所も奪い、災害の誘発に繋がったり発生リスクが高まったりする恐れがあるものの、それを規制する条例等が制定されていない自治体がほとんどであり、条例があっても規制が緩く実効性が弱い自治体もあり、法的規制の強化が必要となってきた。

2. 太陽光発電所設置は比較的安価でも、発電量の変動が激しいため、火力発電等のバックアップ電源や蓄電設備、送電線網の整備等で、総合的なコストは割高となる。

3. 再エネ固定価格買い取り制度により、太陽光発電等の再生可能エネルギーの買電のために、現在でも国民に巨額の電気料金の負担を強いているが、今後も爆発的に普及すれば、さらに料金が値上がりし、負担が高騰する可能性がある。

4. 世界及び日本の太陽光パネルは、中国共産党によるジェノサイドや強制労働が行われている新疆ウイグル自治区で生産されているシリコン原料が使われている場合が多く、太陽光発電の普及促進はジェノサイドを後押しすることに繋がり、人権問題・人道的問題に加担することになってしまう。

5. 将来的に、膨大な量の太陽光発電パネルが廃棄となるが、シリコン原料のほかにも鉛やヒ素、カドミウム、セレンなどの有害な物質を多く含んでおり、適切な廃棄・リサイクルを行わないと不法投棄の温床となる。また、太陽光発電パネル周囲へ除草剤が大量に散布されることによって、土壌や飲用水等の水源における水質汚染が引き起こされる可能性が高まるなど、公害問題の原因となるものの、現在、その対策は十分には取られておらず、将来的な取り組みも不透明となっている。

6. 政府が環境対策として進めてきた太陽光発電の爆発的な増設は、環境保全や災害を減らすどころか、近年の気候変動と相まって深刻な土砂災害のリスクを高めることに繋がるだけでなく、自然環境そのものを破壊する公害となる。ややもすると、太陽光発電の爆発的な増設が、昨今の気温がこれだけ

異常な高温になってしまった直接的な原因ともいわれている。結局、二酸化炭素等の温室効果ガスを削減するという目標を立てていながら、二酸化炭素の吸収源である森林を破壊するという本末転倒な政策となっているのが現状である。

については、福島県民の生命・安全・財産を守り、同時に県民が抱える精神的な不安を解消することを目的として、大規模太陽光発電（メガソーラー）に関する許認可権を有する県に対して、下記の【陳情事項】のとおり強く要望するため、地方自治法第99条の規定により貴議会から県に対する意見書を提出していただきたく、ここに陳情するものである。

【陳情事項】

1. 福島県として、大規模太陽光発電（メガソーラー）に対する罰則規定を明記した条例を速やかに制定すること。
2. 福島県は、事業者による大規模太陽光発電（メガソーラー）への新規参入を今後はすべて許認可しないこと。